

武蔵野市議会会議規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

平成19年3月27日

提 出 者

10番 近藤和義

4番 小林清章

9番 本間まさよ

12番 田中節男

16番 大野まさき

17番 松本清治

21番 石井一徳

25番 与座武

30番 水野学

武蔵野市議会議長 山下倫一 殿

武蔵野市議会会議規則の一部を改正する規則

武蔵野市議会会議規則（昭和26年8月武蔵野市議会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

次の表中、改正後の欄にのみ下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行う。

改正前	改正後	説明
<p>(議案の提出)</p> <p>第11条 (略)</p> <p><u>2 議長は、前項の案を受理したときは、議員及び市長に配付しなければならない。</u></p>	<p>(議案の提出)</p> <p>第11条 (略)</p> <p><u>2 委員会が議案を提出しようとするときは、その案をそなえ、理由を付け、当該委員会の長が議長に提出しなければならない。</u></p> <p><u>3 議長は、前2項の案を受理したときは、議員及び市長に配付しなければならない。</u></p>	<p>項の改正</p> <p>項の追加</p>
<p>(事件の撤回又は訂正及び動議の撤回)</p> <p>第13条の2 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(事件の撤回又は訂正及び動議の撤回)</p> <p>第13条の2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 委員会が提出した議案につき第1項の承認を求めようとするときは、当該委員会の承認を得て当該委員会の長から請求しなければならない。</u></p>	<p>項の追加</p>
<p>(説明及び付託)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>2及び3 (略)</p>	<p>(説明及び付託)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p><u>4 委員会が提出した議案は、委員会に付託しない。ただ</u></p>	<p>項の追加</p>

<p style="text-align: center;"><u>(記載事項)</u></p> <p>第63条 会議録に<u>記載する事項</u>は、次の通りとし、議事は、速記法によって速記する。</p> <p>(1)から(12)まで (略)</p>	<p style="text-align: center;"><u>(記載又は記録事項)</u></p> <p>第63条 会議録に<u>記載し、又は記録する事項</u>は、次の<u>とおり</u>とし、議事は、速記法によって速記する。</p> <p>(1)から(12)まで (略)</p>	<p>見出しの改正 字句の改正 字句の改正</p>
<p style="text-align: center;"><u>(記載しない事項)</u></p> <p>第64条 秘密会の議事、議長が取消しを命じた発言及び第39条の2の規定により取り消した発言は会議録に<u>記載しない</u>。</p> <p style="text-align: center;">(署名員)</p> <p>第65条 会議録に署名する議員は<u>3人とし議長が会議において指名する</u>。</p>	<p style="text-align: center;"><u>(記載又は記録しない事項)</u></p> <p>第64条 秘密会の議事、議長が取消しを命じた発言及び第39条の2の規定により取り消した発言は会議録に<u>記載し、又は記録しない</u>。</p> <p style="text-align: center;">(署名員)</p> <p>第65条 会議録に署名する議員は<u>(会議録が電磁的記録をもって作成されている場合にあっては、法第123条第3項に規定する署名に代わる措置をとる議員)</u>は、<u>3人とし、議長が会議において指名する</u>。</p>	<p>見出しの改正</p> <p>字句の追加</p>
<p style="text-align: center;">(請願手続)</p> <p>第66条 議会に<u>請願しようとするものは、邦文を用い、請願の趣旨、提出年月日、請願者の住所及び氏名(法人の場合にはその名称及び代表者の氏名)を記載し、押印の上、議員の紹介により議長に提出し</u></p>	<p style="text-align: center;">(請願手続)</p> <p>第66条 議会に<u>請願しようとするものは、邦文を用い、請願の趣旨、提出年月日、請願者の住所及び氏名(法人の場合にはその名称及び代表者の氏名)を記載し、請願者が署名し、又は記名押印し、議員の</u></p>	<p>字句の改正</p>

なければならない。	紹介により議長に提出しな なければならない。	
2 (略)	2 (略)	

付 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(提案理由)

地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号）の施行等に伴い、  
所要の改正をするものである。